

9 地域防災計画修正の経緯

地域防災計画修正の経緯

1 昭和 38 年度計画作成

国及び地方を通ずる一貫した総合的な防災体制を確立し、防災行政に遺憾なきを期するため災害対策基本法にもとづき、福島県の指導を受け地域防災計画を定めた。その基本方針は次のとおりである。

(1) 災害予防計画について

水害・消防・風害・雪害・凍霜害・高潮津波災害・地すべり山崩れ災害・建造物災害の各計画については既存計画の適用により実施することを定め、その他の事項は総合的な災害の予防に関する実施体制の確立について定めた。

(2) 災害応急対策計画について

災害時における防災関係機関の組織、動員計画と住民の民生安定をはかるための応急対策を項目的に掲げた。

(3) 災害復旧計画

応急復旧の終了後再度災害のおこらない対策をたてることとし、その計画は別に定めることとした。

2 昭和 41 年度修正

いわき市発足により、旧市町村においてそれぞれ制定していた地域防災計画を統合し併せて、法令の改正及び年度的に変更を要する事項について修正した。

3 昭和 48 年度修正

県地域防災計画にいわき臨海工業地帯防災計画が加わったことにより、第 4 章を新たに設け、特殊災害対策計画を加えた。併せて、法令の改正及び年度的に変更を要する事項について修正した。

4 昭和 52 年度修正

第 3 章災害応急対策計画の中に地震対策計画を加えた。又、石油コンビナート等防災計画が別に策定されたことにより、第 4 章特殊災害対策計画を削除し、第 3 章第 29 節海上災害対策計画とした。併せて、法令の改正及び年度的に変更を要する事項について修正した。

5 昭和 54 年度修正

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震を契機として、地震対策の充実強化と確立を図る必要から現行の地震対策計画を抜本的に修正し、更に各節の計画に修正を加え、整備を図った。併せて、法令の改正及び年度的に変更を要する事項について修正した。

6 昭和 55 年度修正

第 3 章災害応急対策計画、第 1 節災害対策本部組織計画を市機構改革により、災害対策本部組織と事務分掌の変更を行った。更に災害対策本部（本庁組織）と災害対策地区本部（支所組織）を区分し、災害対策活動の分担の明確化を図った。

更に各節の計画に修正を加え整備を図った。併せて参考編を新設し内容の充実を図った。

7 昭和 56 年度修正

第 1 並びに第 2 次避難所の見直しと年度的に変更を要する事項について修正した。

8 昭和 57 年度修正

第 1 並びに第 2 次避難所の見直しと年度的に変更を要する事項について修正した。

9 昭和 58 年度修正

第 1 並びに第 2 次避難所の見直しと年度的に変更を要する事項の修正と併せ、その他の災害予防計画の中で、特に山地災害危険地 277 箇所、土石流危険渓流区域 111 箇所を新規に追加修正した。

10 昭和 59 年度修正

第 1 並びに第 2 次避難所の見直しと気象警報等の発令基準及び災害対策本部組織等の修正、更に第 31 節津波対策計画を追加、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

11 昭和 60 年度修正

気象業務に関する注意報、警報基準値の改正、津波予報等の伝達及び周知の中に夏期海水浴客等に対する周知方法を追加、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

12 昭和 61 年度修正

第 3 章災害応急対策計画、第 1 節災害対策本部組織計画の大幅な見直しを中心に行い、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

13 昭和 62 年度修正

第 1 次並びに第 2 次避難所を見直し、新たに河川・海岸危険箇所一覧表を追加し、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

14 昭和 63 年度修正

第2章災害予防計画に新たに第5節防災知識の普及計画を追加し、また資料に非常用貯水槽一覧表を追加し、併せて災害応急対策計画の一部の手直しを実施した。

15 平成元年度修正

いわき市防災行政無線の導入による災害広報計画及び津波対策計画の修正を行い、また災害対策本部組織の大幅な見直しを行い、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

16 平成2年度修正

いわき市防災行政無線の導入による通信伝達の各系統の修正を行い、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

17 平成3年度修正

資料編の見直し修正を行い、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

18 平成4年度修正

いわき市行政機構改革に伴い、第3章災害応急対策計画の第1節災害対策本部組織計画の中の組織配備表を修正した。

また、年次的に変更を要する事項について修正を加え、資料編・参考編の字句の修正を行った。(mb→hPa への気圧単位の変更等。)

19 いわき市地域防災計画震災対策編の策定

平成7年1月17日発生した、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)をうけて、緊急に震災対策計画の充実が必要とされたことから、平成8年度に別冊として「いわき市地域防災計画震災対策編」を策定した。

20 平成11年度改訂

いわき市地域防災調査業務(防災アセスメント・地区別防災カルテ)の結果を反映させると共に、平成11年に修正された福島県地域防災計画との整合を図り、いわき市地域防災計画震災対策編と平成5年度計画を統合した計画とした。

また、新たに個別災害対策計画を策定した。

21 平成12年から15年度修正

資料編の見直し修正を行い、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

22 平成16年度改訂

平成13年に修正された福島県地域防災計画との整合を図り、いわき市地域防災計画事故対策編を策定した。

また、個別災害対策に新たに放射性物質等対策計画を策定した。

23 平成 17 年度修正

平成 17 年に修正された水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴い、洪水予報河川（夏井川）及び水位情報周知河川（藤原川・鮫川）、土砂災害警戒区域において、情報伝達・避難体制に関する記載を追加した。

また、資料編の見直し修正を行い、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

23 平成 18 年度修正

平成 19 年度からの市行政機構改革に伴う、市災害対策本部の班編成等の見直しを行った。また、資料編の見直し修正を行い、併せて年度的に変更を要する事項について修正した。

24 平成 19 年度修正

郵政民営化に伴い、郵便局が担っていた役割等の部分の記載を修正した。

また、災害時要援護者避難支援事業の進捗に伴い、災害時要援護者に関連する記述を追加した。

資料編については、水防法第 15 条の規定に基づく夏井川浸水想定区域（洪水予報実施区間）内の地下街・社会福祉施設等を追加記載した。

また、年度的に変更を要する事項について修正した。

20 平成 20 年度修正

組織改変等による防災会議の組織の見直し（福島地方気象台、日本放送協会）を行った。

地域防災無線を廃止し、衛星携帯電話を導入したことによる修正、気象台発表の大雨・洪水の注意報・警報の基準の見直し、気象業務法の施行令の一部改正による津波予報等に関する記載を修正した。

県からの通知に基づき、土砂災害に対する警戒避難体制の整備の促進に関する記述を追加。

資料編については、防災会議の処務規程に代理出席の規程を追加し、ドクターヘリ対応の臨時ヘリポートを追加、災害協定締結状況一覧を最新の内容に修正した。

また、年度的に変更を要する事項について修正した。

21 平成 21 年度修正

いわき市防災会議条例を改正し、新たに 3 名の委員（小名浜港湾事務所長、日本高速道路㈱いわき管理事務所長、陸上自衛隊郡山駐屯地第六高射特科大隊長）を追加したことによる修正を行った。

また、地方自治法改正により、特別職の収入役を置かないこととしたため、災害対策副本部長から収入役を削除した。

本編では、第 1 編総則の数値の時点修正、大雪注意報・警報の内容・基準の見直しによる修正、災害救助法に関する記載のうち、資料編との重複記載を修正、洪水予報河川（夏井川）の洪水予報区間延伸による修正などを行った。

資料編では、3名の防災会議委員の追加による修正、ドクターヘリ対応の臨時ヘリポート（1箇所）を追加掲載、二次避難所の指定及び廃止、消防本部及び各部の協定（防災関係）などを追加掲載した。

22 平成 24 年度修正

東日本大震災における東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、新たに、福島第二原子力発電所の事故を想定した「原子力災害対策編（暫定版）」を策定した。

23 平成 25 年度修正

国の防災基本計画や県の地域防災計画の改訂内容との整合を図るとともに、新たに最大クラスの地震・津波被害想定を平成 24 年度から 2 箇年で実施し、その結果を踏まえ「地震・津波災害対策編」の改訂を行った（震災対策編から地震・津波災害対策編へ変更）。

また、「原子力災害対策編」については、国の原子力災害対策指針の改正等を踏まえた改訂を行った。

24 平成 26 年度修正

激しい気象現象の発生が増加していることを受けて、これらに適切に対応するため、地震・津波災害対策編の改定ポイントを踏まえ、改訂したほか、特別警報や大雪対策などを想定した災害対策についても規定した。

また、避難勧告等の発令基準についても、国のガイドラインを踏まえ、具体的な基準を策定し、本計画に規定した。

事故対策編についても、風水害対策編の修正に合わせ、他の編とスタイルを統一するなどの改訂を行った。

25 平成 27 年度修正

災害対策基本法、水防法、土砂災害防止等の改正に伴い、緊急通行車両の通行確保に係る規定、要配慮者施設、大規模工場等の浸水対策の規定等について、地震・津波災害対策編、風水害対策編、事故対策編の修正を行った。

また、原子力対策編について、国の原子力災害対策指針、県の地域防災計画の改正等に伴い、災害時に緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）を使用しない旨の記載や、「警戒事態」の前段となる「情報収集事態」の追加修正を行った。

26 平成 28 年度修正

・災害対策基本法の改正に伴い、災害発生時における緊急車両等の通行確保に係る規定について、地震・津波災害対策編、風水害対策編、事故対策編の修正を行った。

・「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う避難情報の名称変更について、地震・津波災害対策編、風水害対策編、事故対策編の修正を行った。

・「地区防災計画作成マニュアル」の作成に伴い、当マニュアルを活用することや、「地

区防災計画」作成に係る市の支援について、地震・津波災害対策編、風水害対策編に追加する修正を行った。

27 平成 29 年度修正（第 1 回市防災会議）

- ・福島県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しに伴い、当該計画と整合を図った緊急輸送路を地震・津波災害対策編、風水害対策編に修正した。
- ・風水害対策編について、気象台から提供される情報を確認する旨の修正や、防災関係機関の相互協力体制に係る各主体の責務の修正、避難判断基準の修正を行った。
- ・原子力対策編について、オフサイトセンター参集職員の見直し及び市原子力災害対策本部配備体制の見直しについての修正を行った。

28 平成 29 年度修正（第 2 回市防災会議）

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の管理者等における避難確保計画及び避難訓練の義務付け等について、地震・津波災害対策編、風水害対策編に追加した。
- ・原子力対策編について、福島第一原発及び第二原発における緊急時活動レベル（EAL）の変更に伴う修正等を行った。

29 平成 30 年度修正（第 1 回市防災会議）

- ・地震・津波災害対策編、風水害対策編について、総合磐城協立病院の名称変更及び東北電力株式会社いわき電力センターの開設に伴う修正等を行った。
- ・原子力対策編について、原子力災害時における医療体制の見直し及び屋内退避中における自然災害への対応の追記に伴う修正等を行った。

30 令和元年度修正（第 1 回市防災会議）

- ・避難勧告等に関するガイドラインの改定により、自治体が発令する避難勧告等と気象台が発表する気象警報等に、それぞれ 5 段階の「警戒レベル」と「警戒レベル相当情報」が導入されたことを踏まえ、「警戒レベル」と「警戒レベル相当情報」が同等レベルになるよう土砂災害に係る避難勧告等発令基準を見直した。
- ・避難の誘導方法について、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、避難所への移動が危険を伴う場合、住民等自身の判断により「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについても、住民への周知徹底に努めることを加筆した。

31 令和元年度修正（第 2 回市防災会議）

- ・福島海上保安部より、災害発生時の救急・救助活動における海上保安部の役割について、これまでの「海難救助に限る」という条件について、海上保安庁法及び災害対策基本法により、災害発生時には、都道府県知事及び市町村長などの応急措置の要請

や、海上保安部自らの判断により、陸上においても関係機関と協力して、ヘリコプターにより救急救助活動を実施することができることから、実態に合わせた修正を行った。

- ・福島県防災会議から、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた今後のため池対策の進め方」（農林水産省）に基づき、ため池の決壊等の緊急時における避難行動を円滑に実施するための体制整備のため、「防災重点ため池」の位置付けを求める意見があったことから、見直しを行った。

32 令和 2 年度修正（第 1 回市防災会議）

- ・いわき市台風第 19 号における災害対応検証委員会の検証結果を踏まえ、災害対策本部の組織・運営、情報伝達のあり方、避難所開設・運営のあり方、避難行動のあり方について、修正を行った。

- ・令和 3 年度から危機管理部が新設されることなど、本市における行政組織改正に係る修正を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、国県計画との整合性を図るための修正を行った。

- ・気象庁告示第 5 号 予報警報標識規則の一部改正（令和 2 年 6 月 24 日）によって旗を用いた標識について規定されたことに伴う、必要な修正（追記）を行った。

- ・原子力対策編について、令和元年に福島第二原子力発電所の廃炉が正式に決定したため、必要な修正を行うもの。

33 令和 3 年度修正（第 1 回市防災会議）

- ・令和 3 年 5 月 20 日付で災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、暫定運用中であった「洪水・土砂災害・高潮」に係る避難情報の発令基準等の修正を行った。

- ・避難勧告・避難指示の一本化等について改正する法律が施行されたことから、修正を行った。

34 令和 4 年度修正（第 1 回市防災会議）

- ・気象庁がホームページ上で公開しているキキクル（危険度分布）について、令和 4 年 6 月 30 日付で警戒レベルと防災気象情報（警戒レベル 4 以上）の情報が変更されたことから、運用中であった避難情報の発令基準等の修正を行った。

35 令和 4 年度修正（第 2 回防災会議）

- ・令和 4 年 5 月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（日本千島法）が改正され、本市は、同年 9 月 30 日に日本千島法に基づく「津波避難対策特別強化地域」に指定されたことを踏まえ、修正を行った。

- ・「総合保健福祉センター」を防災上重要な建築物（防災拠点施設）へ位置づけを行った。

- ・「自主避難開設時」に関する職員の配備体制及び配備内容について、修正を行った。

- ・令和 4 年 12 月 16 より「北海道・三陸沖後発地震注意情報」運用が開始されたことに

に伴い、情報発表時の本市の災害対策本部体制等について追記した。

- ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の広報について追記した。

36 令和5年度修正（第1回防災会議）

・国防災基本計画及び、県地域防災計画の修正を踏まえ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備についての取組み、災害ボランティアセンター設置予定場所などについて、修正を行った。

・北海道三陸沖後発地震注意情報、長周期地震動階級に係る情報及び、津波に関する知識の普及啓発について修正を行った。

・本市が日本千島法に基づく津波避難対策特別強化地域に指定されたことから、沿岸部で30 cm以上の津波浸水想定があり、不特定多数の者が出入りする施設の管理者は避難対策計画の策定が義務化されることを修正。

- ・令和5年6月に気象情報の県内発表基準が変更となったことに伴う修正を行った。

37 令和6年度修正（第1回防災会議）

・福島県が令和4年11月に公表した、「福島県地震・津波被害想定調査結果」の追記を行った。

・令和5年台風第13号災害検証による改善提案を踏まえ、線状降水帯などの短時間豪雨の発生に備え、早めの避難を促すための避難情報発令基準を修正するとともに、市災害対策本部体制を職員の安全管理を最優先に災害の規模等に応じ柔軟に体制変更が行えるよう、職員参集基準の修正を行った。

・市水防計画を市地域防災計画（風水害対策編）へ統合することに伴う、所要の修正を行った。